公　　告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、県有地の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和７年10月23日

山形県知事　　吉 村　美 栄 子

１　入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場所	日時	入札に付する物件	予定価格
紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下、「公有財産売却システム」という。）による。	令和７年12月２日（火）　午後１時から同年12月９日（火）午後１時まで	村山市中央二丁目1020番26 宅地　1,482.75平方メートル	17,800,000円

２　入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当し、その事実があった後３年を経過しない者でないこと。

(3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。

(4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。

(5) 県が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾し、遵守していること。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の４第１項第３号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ　役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

３　契約条項を示す場所

公有財産売却システムによる。

４　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　　予定価格の100分の10に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上

(2) 契約保証金　　予定価格の100分の10に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があ

るときは、その端数金額を切り上げた金額）以上

5　入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6　落札者の決定の方法

１の予定価格以上で最も高額な価格で入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

7　その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行ったうえで、所定の申込書を令和７年10月31日（金）午後１時から令和７年11月17日（月）午後２時まで山形県総務部管財課まで提出すること（郵送の場合は、令和７年11月17日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

(2) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。